SEMI S27-0310
環境，健康，安全（ESH）評価報告書の内容に関する安全ガイドライン

NOTICE: This translation is a REFERENCE COPY ONLY. If differences should exist between the English version and a translation in any other language, the English version is the official and authoritative version.

免責事項： この SEMI スタンダードは，投票により作成された英語版が正式なものであり，日本語版は日本の利用者各位の便宜のために作成したものです。万が一英語と日本語とに差異がある場合には英語版記載内容が優先されます。

SEMI スタンダード日本語翻訳版をご利用にあたっての注釈を本文の末尾に記載しております（「すべきである」「しなければならない」について等）。

本安全ガイドラインは，Environmental Health & Safety Global Technical Committee で技術的に承認されている。現版は 2009 年 12 月 16 日，global Audits and Reviews Subcommittee にて発行が承認された。2010 年 2 月に www.semi.org で入手可能となる。

NOTICE: This Standard or Safety Guideline has an Inactive Status because the conditions to maintain Current Status have not been met. Inactive Standards or Safety Guidelines are available from SEMI and continue to be valid for use.

INACTIVE

1 目的

1.1 本文書は，SEMI 安全ガイドラインに対する製造装置 (ME) の評価を記録する評価報告書の一貫性をはかり，読みやすさを改善することを目的としている。

注 1: § 4.2 に定義されるように，ME にはフラットパネルディスプレイや関連製品を製造するのに使用される装置が含まれる。

2 範囲

2.1 本文書は，SEMI 安全ガイドラインへの適合性に関する ME の評価報告書に適用される。

注意： このスタンダードおよび安全ガイドラインはその使用に関連した全ての安全上の問題を取り扱うことを意図していない。この文書の使用者は，その責任において，適切な安全および健康上実施すべき事項を決定し，また使用前に法規制やその他の制限への適用性を判断するものである。

3 参照スタンダードおよび文書

3.1 *SEMI 安全ガイドライン*

SEMI S2 — Environmental, Health, and Safety Guideline for Semiconductor Manufacturing Equipment

SEMI S7 — Safety Guideline for Evaluation Personnel and Evaluating Company Qualifications

SEMI S8 — Safety Guidelines for Ergonomics Engineering of Semiconductor Manufacturing Equipment

SEMI S10 — Safety Guideline for Risk Assessment and Risk Evaluation Process

SEMI S22 — Safety Guideline for the Electrical Design of Semiconductor Manufacturing Equipment

注意： 別途指示のない場合，引用された全ての文書は最新版を指す。

4 用語

4.1 *略語および頭字語*

4.1.1 *ME (manufacturing equipment)* — 製造装置

注：SEMI による書面での了承なき場合は，本書の全部もしくは一部の転載を禁じる。
©SEMI ジャパン 〒102－0074 東京都千代田区九段南 4－7－15

Documents Document Sharing Hub
Full document details: SEMI S27-0310 (Japanese)

4.2 *定義*

4.2.1 *経過報告書 (cumulative report)* ― 評価の経緯を示した報告書。最初の評価結果，追加情報の要求，評価過程で ME に付加された変更，およびそれに続く評価結果を含む。

4.2.2 *評価要員 (evaluation personnel)* ― 評価者として評価に従事する要員（例えば，従業員，下請け業者）。

4.2.3 *評価購入者 (evaluation purchaser)* ― 評価を実施したことに対して，評価者に支払いを行う当事者。

4.2.4 *評価者 (evaluator)* ― ME を調査し，それが SEMI 安全ガイドラインに適合しているかの評価を行う当事者。

4.2.5 *最終報告書 (final report)* ― ME またはサブシステムの SEMI 安全ガイドラインへの適合性の評価結果を含む，評価購入者に提供される完全な評価報告書。最終報告書は，暫定報告書，経過報告書，追加報告書のいずれでもない。

4.2.6 *暫定報告書 (interim report)* ― 評価の進捗を記録するために作成される報告書。

4.2.7 *製造装置 (manufacturing equipment [ME])* ― 半導体，フラットパネルディスプレイ，または関連製品の製造，測定，組立て，テストに使用される装置。基板（例えば，シリコンウェーハやレチクル）を処理する装置，コンポーネント部品，サポート・周辺装置（例えば，薬液コントローラ，薬液供給システム，真空ポンプ）を含む。また，ME には前述の装置に特有のアイテムや上述の装置とともに提供されるアイテム（構造体，配管，ダクト工事，廃液／排気処理システム，バルブマニホールド，フィルタ，ヒータ）も含まれるが，それらが設備の一部であり，複数の ME に使用されている場合は，装置には含まれない。

4.2.8 *ME メーカー (ME manufacturer)* ― ME の設計および製造をコントロールする当事者。

4.2.9 *サブシステム (subsystem)* ― 単一物として製造された 2 つ以上の部品を組み立てたもの。サブシステムは，完全なシステムを構成するために，1 つ以上の部品またはサブシステムと組み合わせる必要がある。

4.2.10 *追加報告書 (supplementary report)* ― 評価者の意見を求めた際，最終報告書の完全な更新を必要としないと判断されたような装置への変更が加えられた場合に作成される報告書。追加報告書の構成要素は，一つまたは複数の別個に作成される参照用の評価報告書に含まれてもよい。

4.2.11 *システム system (system)* ― 全体として，一つまたは複数の特定機能を実行しうる，部品やサブシステムが統合された構造体。

5 報告書の種類

5.1 評価者は，一つまたは複数の暫定報告書あるいは経過報告書を発行してもよい。これには安全ガイドラインのうちのいくつかの基準への適合性に対する一時的な評価結果が含まれており，評価を最終的なものとするために追加情報が必要とされる項目も明確化している。

注 2: 装置の評価は製品開発のさまざまな段階において，完全な装置，不完全な装置，あるいは装置のサブシステムに対して行われるかもしれない。その結果，評価を受ける装置の種類や状態，そして評価に用いられる SEMI 安全ガイドラインによって，評価報告書はさまざまな形態をとることがある。

5.2 評価作業終了時に（評価契約の最終段階で），評価購入者および評価者が最終報告書の発行は評価作業の範囲外だということに合意しない限り，評価者は安全ガイドラインに対する ME の適合性の評価結果を含む最終報告書を発行すべきである。

5.3 暫定報告書，経過報告書，および最終報告書は，完全な ME またはサブシステムに対して行われうる。

5.4 *サブシステム報告書*

5.4.1 サブシステムの最終報告書には，別途以下を含めるべきである。

INACTIVE

Documents
Document Sharing Hub
Full document details: SEMI S27-0310 (Japanese)